

つたえる予防ひるば

危険物にZoom

今回は消防本部の危険物担当部署である
予防課危険物係からお伝えします。



～じつは身近な危険物～

「危険物」と一言に言っても、世の中には危ないものが沢山あります。ご家庭のコンロで使われるプロパンガスや、夏の風物詩である花火に使われる火薬、料理に使う包丁も、使い方によっては大変危険なものです。しかし、消防署では消防法によって定められた危険物について規制をしており、ガソリンやアルコールなどがその代表例です。こうした危険物は、暮らしの中で使用する様々な製品の成分として使用されています。

身近なところでは、夏に出番の多くなる殺虫剤や虫よけスプレーにも、アルコールなどが含まれていることがあり、火を使用している台所や、バーベキューの火の近くでこれらを使用すると、噴射した危険物に引火して、火傷や火災の原因になってしまう危険性があります。



火の近くでは、
スプレーの使用
を避けましょう。

～容器のルール～

取り扱う機会の多い、ガソリンや灯油といった危険物には、それを保管するための容器が決められています。ストーブ等で使われる灯油は、一般的にポリタンクで保管されますが、ガソリンの容器は金属製である必要があるため、灯油の容器を用いて保管・運搬することはできません。



灯油の保管に使われる
ポリタンク(左写真)



ガソリンの保管は
金属製容器(右写真)

こうした容器の違いに加え、ガソリンスタンドでガソリンを容器に小分け販売してもらう際には、従業員に対し、免許証等による本人確認のほか、使用目的を明らかにする必要があります。犯罪への使用を防止するため、ご協力をお願いします。



ガソリンの危険
性を動画で確認
してきましょう。



家庭での保管も、届け出の対象に？

消防法で定められた危険物には、危険物の種類ごとに「指定数量」が定められており、指定数量以上の量を貯蔵したり、取り扱う場合は、消防署の許可を受けなければなりません。ただし、それより少ない量であっても、守らなければならないルールがあります。

ガソリンを自宅で保管する場合

例として、ガソリン100ℓを自宅で保管する場合を考えてみましょう。

ガソリンの「指定数量」は200ℓと決められていますから、100ℓの保管では許可を受ける必要はありません。ですが、保管する量を指定数量で割った数が、0.5以上となる場合は、一般家庭であっても消防署に届け出をする必要があります。

計算してみると… $100 \text{ ℓ (保管している量)} \div 200 \text{ ℓ (指定数量)} = 0.5$

このように、ご家庭でも実は届け出が必要な量を保管している場合がありますので注意しましょう。

消防署への届け出は、電子メールでも受け付けています。
詳しくは、消防組合ウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト
はこちら！

